

(参考) 学校環境衛生基準の一部改正について (抜粋)

- 学校環境衛生基準（平成 21 年文部科学省告示第 60 号）が一部改正され、平成 30 年 4 月 1 日から施行された。
- 「教室等の環境に係る学校環境衛生基準」のうち、「温度の基準」等が改正された。
「温度の基準」の改正内容は以下のとおり。

改正後		改正前	
学校環境衛生基準		学校環境衛生基準	
第 1 教室等の環境に係る学校環境衛生基準		第 1 教室等の環境に係る学校環境衛生基準	
1 教室等の環境（換気、保温、採光、照明、騒音等の環境をいう。以下同じ。）に係る学校環境衛生基準は、次表の左覧に掲げる検査項目ごとに、同表の右覧のとおりとする。		1 教室等の環境（換気、保温、採光、照明、騒音等の環境をいう。以下同じ。）に係る学校環境衛生基準は、次表の左覧に掲げる検査項目ごとに、同表の右覧のとおりとする。	
	検査項目		基準
換気及び保温等	(1) [略]		[略]
	(2) 温度		<u>17℃</u> 以上、 <u>28℃</u> 以下であることが望ましい。
	(3) ~ (9) [略]		[略]
	検査項目		基準
換気及び保温等	(1) [略]		[略]
	(2) 温度		<u>10℃</u> 以上、 <u>30℃</u> 以下であることが望ましい。
	(3) ~ (9) [略]		[略]